

参考資料

ガイドラインチェックリスト ————— 80

3章 詳細ルール編

ガイドラインチェックリスト

すべてのサインが守るべき基本的なルール（2章）のうち、数値目標等の具体的な項目を抜粋する

		チェック項目	チェック欄	
＜サインの表示について＞	2-1 日本語の表記方法	・表示内容をわかりやすくするため、また、同一地点や同一施設がサインによって異ならないようにする		
	2-2 他言語の表記方法	・ 英語は、ローマ字部分はヘボン式を用いる ・ 中国語は、簡体字を用いる ・ 韓国語は、ハングルによる表音表記を用いる		
	2-3 多国語表記基準	・ 2ヶ国語表記(日本語・英語)を基本とする ※ただし、観光目的の総合案内サインや大きな誘導サインにおいて、日本語、英語に加え、中国語(簡体字)とハングルを含む4ヶ国語表記に努める		
	2-4 ピクトグラム	・ 原則、JISに準拠したもの、もしくは標準案内用図記号(交通エコロジー・モビリティ財団策定)ピクトグラムを使用する		
	2-5 独自のピクトグラムの考え方	・ JIS又は標準案内用図記号で定められていない鎌倉独自の施設のピクトグラムに関しては、図2-2に示すピクトグラムで統一して使用するものとする		
	2-6 書体及び文字サイズ	(1) 書体 (2) 文字サイズ ・ サインに使用する書体は、視認性に優れた角ゴシック体を基本とする ・ 視認距離に応じた判読しやすい文字サイズ設定を行う		
	2-7 色彩	(1) 判読性に関わる色彩(文字・ピクトグラム) (2) 鎌倉らしさの創出に関わる色彩(地図等) ・ 文字やピクトグラムは、有彩色・無彩色に関わらず、地色と図色の明度差5以上を確保し、彩度6以下の控えめな色彩を用いるように努める ・ 地図等の表現においては、それらの要素が自然に見える色彩を使用するものとし、広範囲で使用する色彩に関しては彩度6を上限の目安とする		
	2-8 サイン掲出の高さ・範囲	・ 歩道空間上に張り出す場合、下端を路面より2,500mm以上(歩道建築限界)確保する ・ 歩道に対して平行に設置する場合、歩行者の見えやすい高さ500~2,000mmの範囲に表示面を掲出する ・ 案内地図サイン、車いす利用者と立位の利用者 双方が見やすいよう、地図面の中心高さを1,250mm程度とする ・ 設置高さ等について担当課に確認する		
＜サインの本体について＞	2-9 サインの設置場所について	・ 通行の支障とならないことを前提に見やすい箇所に設置し、車椅子利用者や高齢者でも十分に近寄れるようにする		
	2-10 素材、形態、モジュールと集約の考え方	(1-1) 素材(メンテナンス面)	・ 屋外で年月が経過しても素材の美しさを保つことができるものなど、メンテナンス面を考慮する ・ 必要に応じて、落書き・貼り紙防止機能の素材を用いる ・ 海側に近いエリアにおいて 特に防錆など、山側や急斜面の多いエリアにおいては土等での汚れなどを、特に考慮して選定する	
		(1-2) 素材(景観面)	・ 周辺の緑や歴史的街並みを生かすものを選定するなど、景観計画で設定されたエリア毎の基準に沿う ・ 金属系等、光沢のある素材や反射光が発生するようなものについて、必ず塗装やシート貼りに対応する ・ 豊かな自然環境、ヒューマンスケールな街路など、鎌倉市の地域特性と魅力に合った、コンパクトな大きさ、シンプルな形状とする ・ 周辺環境と調和する形態とし、極端に突出した形態は避ける	
(2) 形態		・ サインの高さを隣接するサインと揃える、表示面サイズに応じた本体寸法と設置位置を決めるなどし、寸法を体系化する		
2-11 本体色彩の考え方	(3) モジュールと集約	・ 景観を乱す恐れのない色彩として基本的に色相10YR、明度2.0、彩度1.0とする ※ただし、若宮大路ベルト(二の鳥居より北側)に位置するサインについては、色相5G、明度6.0、彩度2.0を、海浜ベルト(小動交差点より西)に位置するサインにおいては色相10YR、明度8.5、彩度0.5を景観計画に基づき設定する ・ サインの表示板裏面が露出する場合は、エリアに関係なく基本的に全て色相10YR、明度2.0、彩度1.0の色彩を施す		
＜その他＞	2-12 ユニバーサルデザインの考え方	(1) 文字サイズ (2) 色彩・配色 ・ 「2-6 書体及び文字サイズ」で示した、視認距離に応じた最低文字寸法を守る ・ 色覚障害、加齢による視力の低下などのある方でも判別しやすい明度差、及び色の組合せとする		
	2-13 維持管理(サイン本体・情報)	(1) 維持管理について (2) 更新について ・ サインの管理台帳を作成する ・ 年1回程度、清掃や点検・修繕を定期的に行う ・ 貼り紙や落書き等は、定期的に取り除く また、貼り紙や落書き等が想定される場所では、各種防止機能を有した仕様とする ・ シート貼りの表示面については、シートの剥がれや退色を確認し、対応する ・ 本体の更新は、傷や塗装の剥がれ・腐食等の劣化を確認し、対応する ・ 情報の更新は管理台帳に記載し、関連するサインのスムーズな更新を行う ・ 情報更新頻度の高いサインは、地図面に整備年月を明記する		

鎌倉市 公共サインガイドライン

平成 30 年 (2018 年) 4 月

企画制作：鎌倉市 都市景観課
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
TEL: 0467-23-3000
FAX: 0467-23-8700

編集：株式会社ジイケイ設計